

(仮称) 丸森風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申(案)

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)内には、水源かん養保安林や阿武隈溪谷県立自然公園が存在しているほか、事業区域内には、埋蔵文化財があり、複数の住居も存在している。また、土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い地域も含まれている。

これらのことから、本事業計画の具体化に当たっては、住居からの離隔等、生活環境への配慮のみならず、動植物や景観など、自然環境等への影響を十分に考慮した上で、風力発電設備の配置や基数を設定すること。

- (2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

- (3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

特に事業区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、土砂災害への対応方針を十分に説明すること。

2 個別的事項

- (1) 大気質

建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の調査地点として、一般環境測定局ではなく、現地での調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。

一般環境測定局のデータを使用する場合は、その根拠を明示すること。

- (2) 騒音

建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルによる環境基準を準用した評価に加えて、5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用した評価も行うこと。

- (3) 水質

事業区域周辺は、令和元年東日本台風により生じた裸地からの土砂流失の影響を踏まえ、事業実施に伴う影響を的確に評価できるよう、浮遊物質の現地調査時期の設定に留意すること。

- (4) 地形及び地質

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所については事業区域から除外すること。特に土石流による土砂災害が想定されている警戒区域及び危険箇所については、

土石流が発生する可能性のある流域も含めて事業区域から除外すること。

また、上記の区域を事業区域から除外しない場合には、土砂災害警戒区域の更新を反映した上で、地域住民に十分な説明をするとともに、危険性を低減させる対策を検討すること。

(5) 動物

地上を歩く動物について、工事用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。

(6) 植物

イ 事業区域に近接する重要な植物群落への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ロ 取付道路等の付帯設備の構造・配置又は位置・規模による影響を適切に評価するため、これら計画を具体化した上で調査地点・経路を適切に設定すること。

(7) 景観

風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風車の配置の設定を行うこと。

(8) 人と自然との触れあいの活動の場

事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(9) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含めて調査地点を10地点以上設定し、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業区域は県内でも線量の高い地域であることから、土砂の攪乱に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壌、農産物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

(10) その他

事業区域周辺には牧場が存在することから、肥育牛に対する騒音、低周波音による影響について、適切に予測及び評価するとともに、管理者へ十分な説明を行うこと。